

2021年度 飯塚オートレース場 本場開催「社杯オーナー」募集要領

1. 概要

2021年度に飯塚オートレース場で開催される本場開催の社杯オーナー（民間事業者）を募集致します。

2. レースの日程等

2021年4月1日～2022年3月31日までの飯塚オートレース場での本場開催のうちいずれかと致します。現段階では開催日程が未定のため、決定後に当方からご連絡を致します。

なお、社杯レースの日程につきましては、全体の開催日程調整の都合上、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承の程よろしくお願い致します。

3. 社杯オーナーの特典

(1) レースを通じて貴社の宣伝広告ができます。

※貴社の商品等を来場者へ配布でき、CS放送に出演しPRすることができます。

内容等については協議の上、決定します。

(2) 開催タイトルを付けることができます。(制限あり、応相談)

(3) 優勝者へ自ら表彰ができます。 ※ミッドナイトは除く

(4) 優勝戦の試走先導車に同乗することができます。 ※雨天時を除く

(5) レース開催中は、来賓席へご招待致します。 ※グレードレース及びミッドナイトは除く

4. 社杯オーナーの決定及び発表

(1) 書類選考を行い、協賛金額・業務内容等から総合的に判断の上、決定します。

(選考結果の理由や経緯に関するお問い合わせには、お答えできません)

(2) 申込者が多数の場合、より高額の協賛金納入申出者を優先することとします。

(3) 社杯の決定は、上期開催は3月までに、下期開催は9月までにご連絡致します。

5. 応募者の資格要件

(1) 対象者：オートレースを愛する民間事業者

※個人で応募することはできません。

(2) 以下の欠格事由に該当しないこと

① 地方自治法施行令第167条の4に規定する欠格事項に該当しているもの

② 国税、地方税を滞納しているもの

③ 次の申し立てがされているもの

a. 破産法に規定する破産手続き開始の申し立て

b. 会社更生法第17条に規定する更生手続き開始の申し立て

c. 民事再生法第21条に規定する更生手続き開始の申し立て

- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあるもの
- ⑤ 飯塚小型自動車競走場財産管理規則第4条第1項に該当するもの
 - a. 政党又は政治団体
 - b. 宗教団体
 - c. 競走場の調和を著しく損なうと認められるもの
 - d. 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - e. a～dには該当しないが飯塚市長が不適當と認めるもの

(3) 協賛金等を納入すること

① グレード別の協賛金額

- a. 普通開催(3日間・4日間・5日間) : 10万円以上
- b. GⅡオーバルチャンピオンカップ(5日間) : 30万円以上
- c. GⅠダイヤモンドレース(5日間) : 50万円以上
- d. GⅠ開設記念レース(5日間) : 50万円以上
- e. S G開催(5日間) : 100万円以上
- f. ミッドナイト : 480万円以上

② 協賛金額は、申込書にご希望の協賛金額を記入してご提出ください。

(金額は1万円単位とする)

(4) トロフィー(カップ)及び副賞品を提供すること

- ① 協賛金とは別に社杯オーナー様には、優勝選手へのトロフィー(カップ)及び副賞品のご提供をお願い致します。

(5) 納入期限

- ① 上半期(4月から9月)に開催される場合は、4月末
 - a. 4月上旬に納付書を送付予定
- ② 下半期(10月から3月)に開催される場合は、9月末
 - a. 9月上旬に納付書を送付予定

6. 募集期間(受付期間)

- (1) 2020年12月20日～2021年1月31日 ※当日の消印有効

7. 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 申込書
- ② 誓約書
- ③ 応募資格を有していることを証する書類
 - a. 団体概要書(団体の事業の概要、役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類)

- b. 法人の登記事項証明書（※発行後、3ヶ月以内のもの）
（法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書）
- c. 国税及び地方税の納税証明書（※発行後、3ヶ月以内のもの）

【法人】

所轄税務署発行の納税証明書「その3の3(法人税及び消費税に未納のない証明)」

【法人以外の団体】

飯塚市発行の団体代表者の「滞納なし証明書（飯塚市課税分）」

（代表者の住所地が飯塚市外の場合は、住所地での「市町村税に未納のない証明」）

※飯塚市へ2021年度指名願いを提出している団体については、③の提出書類は必要ありません。

※過去3年以内に社杯協賛の実績があり、該当書類の記載内容に変更・修正等がない場合は、「③a. b.」の提出は必要ありません。「③c.」のみの提出となります。

(2) 提出部数

① 正本1部及び副本(写し可)1部と致します。

(3) 提出方法：持参または郵送

(4) その他

- ① 書類を提出した後に応募を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- ② 提出書類は、理由の如何にかかわらずお返しできませんのでご了承ください。
- ③ 応募に要する経費等は、すべて応募者の負担と致します。

8. 天災等で開催中止となった場合の協賛金の取扱について

- (1) 開催節すべてが開催中止となった場合は、協賛金を全額返金致します。
- (2) 開催節のうち1日以上を開催した場合は、協賛金を返金致しません。

【申込書提出先・お問い合わせ先】

日本トーター(株)飯塚オート事業所

〒820-0001 福岡県飯塚市鯉田147番地

TEL：0948-22-6326 FAX：0948-22-3171

担当：林・守口・佐々木